



令和7年12月2日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が 毎年度行う定期的な評価に関する意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会において、経済産業大臣から意見を求められたみなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、審査を行いました。

審査の結果、対象事業者について、改正前の電気事業法の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る審査基準に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでしたので、その旨、経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

当委員会では、令和7年10月28日付け20251022資第17号により、経済産業大臣から意見を求められた「みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価」について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325資第12号)第2(6)⑤に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでしたので、その旨を、添付資料のとおり、回答しました。

(対象事業者)

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |

2. 添付資料

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 栗谷
総合監査室長 高橋
担当者: 宇野、佐藤
電話: 03-3501-1552(直通)